平成２７年（フ）第１６０号
山梨県甲斐市西八幡2628番地６
債務者　天野美年子
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
岐阜県羽島郡笠松町北及1774番地　コーポドリームＢ号室
債務者　木村　朋美
１　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４１６号
神戸市東灘区深江本町３丁目８番12号21東灘402号、従前の住所神戸市東灘区深江本町２丁目10番15―202号
債務者　杉原　康洋
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２９号
兵庫県西宮市枝川町３番126―104号、前住所兵庫県芦屋市伊勢町８番５―205号
債務者　加藤　史郎
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５９号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原326番地９、旧住所青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木98番地６　安田将方
債務者　小山内　馨（旧姓安田・工藤）
１　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
秋田市牛島西３丁目12番18号
債務者　鎌田　琴子
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６号
福島県石川郡石川町大字中野字水無51番地の１　サンハイツ中野206
債務者　遠藤　裕美
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
長野県岡谷市長地権現町１丁目２番２号
債務者　田中　真理（旧姓オオシロヴァスケス）
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第４３号
長野県下伊那郡松川町元大島2998番地11
債務者　佐藤　佳一
１　決定年月日時　平成27年７月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４４号
長野県下伊那郡松川町元大島2998番地11
債務者　佐藤　侑子
１　決定年月日時　平成27年７月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第６５０号
愛知県常滑市小倉町７丁目109番地の１　サンハイツ102号、従前の住所愛知県常滑市新浜町４―１　ハイム新浜Ｂ棟101号
債務者　金子　千香（旧姓福本）
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０３号
愛知県春日井市下条町３丁目２番地２クリーンハイツ61　101号
債務者　古坂　友子
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０５号
名古屋市北区清水３丁目21番５号　アサヒハイツ101号
債務者　小島　亜貴
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目409番地　石河アパート３号
債務者　西村　美恵
１　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
鳥取県鳥取市若葉台北３丁目４番８号
債務者　高田　敬一
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０号
鳥取県鳥取市若葉台北３丁目４番８号
債務者　高田　寿恵
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９号
広島県三原市須波２丁目22番８号
債務者　藤本　　貞
１　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部